

令和7年度日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー養成講習会
(スポーツ庁国庫補助事業 地域スポーツクラブ推進体制基盤強化事業)

地域スポーツマネジメント講習会 開催要項

1. 目的 総合型地域スポーツクラブの運営に関するマネジメント能力を有する専門家を統一された理念のもとに養成し、地域スポーツの振興と生涯スポーツ社会の実現に資することを目的とする。
2. 主催 公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団(えひめ広域スポーツセンター)
公益財団法人愛媛県スポーツ協会
3. 後援 愛媛県
4. 日時 令和7年9月13日(土) 9:00 ~ 18:20
令和7年9月14日(日) 9:00 ~ 16:20
(講習会終了後、検定試験を行います。16:20 ~ 17:20)
5. 会場 愛媛県武道館 中会議室 (愛媛県松山市市坪西町 551)

6. カリキュラム <専門科目> (35 時間)

科目名	時間数		
	集合	自宅学習	計
地域スポーツクラブとは	3h	4.5h	7.5h
地域スポーツクラブの現状			
クラブマネジャーの役割	3h	4.5h	7.5h
クラブのつくり方	8h	12h	20h
クラブの運営			
計	14h	21h	35h

※カリキュラムは、共通科目Ⅰと専門科目により構成されています。今回、(公財)愛媛県スポーツ振興事業団が開催するのは、専門科目の講習・検定です。共通科目Ⅰ講習会への申込方法は以下 URL をご参照ください。

[https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/Management/2024/AM_kyotukamoku_jyukou_manual .pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/Management/2024/AM_kyotukamoku_jyukou_manual.pdf)

7. 検定試験 公益財団法人日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー資格の取得を希望される方は、専門科目検定試験に合格する必要があります。検定・審査は、講習会終了後実施します。
8. 受講条件 令和7年4月1日時点満18歳以上
9. 定員 先着20名程度
10. 受講料 無料
ただし、公認アシスタントマネジャー資格取得希望者は必要経費として下記金額を当日現金徴収
1,650円(検定試験料550円 受講管理料1,100円)
※1度納入いただいた参加費用はいかなる理由があっても返金いたしません。
11. 申込方法 (1)公認アシスタントマネジャー資格取得希望する方
指導者マイページでお申込みをお願いいたします。指導者マイページへの登録方法および
専門科目講習会への申込方法は、以下 URL をご参照ください。

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/Management/2024/AM_senmonkamoku_jyukou_manual.pdf

(2) 資格取得を希望しない方
右記 QR コードより申込み



※記載いただきました個人情報は、講習会運営上の目的以外には使用しません。
※締切 令和 7 年 8 月 13 日(水)

12. テキスト 以下のとおり

- (1) 資格取得希望者は必ずご自身の指導者マイページからテキストの購入をお願いいたします。
購入方法は下記 URL の「個人で購入する場合」をご確認ください。
<https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid677.html#book02>
- (2) 購入書籍: 公認アシスタントマネジャー養成テキスト(紙版)
価格: 2,420 円(税込)

13. 登録・認定 以下のとおり

- (1) 公認アシスタントマネジャーとして認定されるには、所定の登録手続き(登録内容の確認及び登録料の納入)が必要となります。登録手続きが完了した方は、公認アシスタントマネジャーとして認定されます。認定者には、日本スポーツ協会(以下、「JSPO」という。)から「認定証」、「登録証」が発行されます。
- (2) 登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6ヵ月前までに、JSPO の定める研修を受ける必要があります。

14. 注意事項 以下のとおり

- (1) 本講習会受講に際し取得した個人情報は、本講習会受講者の管理及び諸連絡以外には使用しないものとします。
- (2) 受講者としてふさわしくない行為(日本スポーツ協会関連規程等において違反行為と規定された行為)があったと認められたときは日本スポーツ協会指導者育成委員会または加盟団体等において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合があります。なお、処分内容については、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の処分に関連する諸規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討します。また、JSPO または加盟団体等が受講者としてふさわしくない行為に関する事実調査を開始して以降、処分内容が確定するまでの間、当該受講者からの「受講辞退」申請は受理しません。
- (3) 天災地変や伝染病の流行、講習会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の JSPO 又は実施団体等が管理できない事由により、講習会内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、JSPO 又は実施団体等ではその責任は負いません。

15. その他 同一年度に他のJSPO公認スポーツ指導者資格の受講申し込みはできません。
JSPO 公認スポーツ指導者資格を有する者(スポーツドクター、デンティスト、スタートコーチを除く)、免除適応コース修了証明書を有する者は共通科目 I の講習・試験がすべて免除となります。

(受講に関する問い合わせ先)

公益財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団 (えひめ広域スポーツセンター)

〒790-0948 愛媛県松山市市坪西町 551 愛媛県武道館

TEL:089-965-3111 FAX:089-965-3388 E-mail: kouiki@ehime-spa.jp